

工事請負契約書

様邸 改修工事



シノザキ建築事務所

SHINOZAKI ARCHITECTURAL OFFICE

工事請負契約書

〇〇 〇〇(以下「甲」という)とシノザキ建築事務所株式会社(以下「乙」という)とは、後記1～7までの記載事項及び後記条項に基づき、工事請負契約を締結しましたので、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

- 1 工事名 様 改修工事
- 2 工事内容 御見積書のとおり
- 3 工事場所
- 4 工期 着工 202 年 月 日
完成 202 年 月 日
- 5 引渡の時期
- 6 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) 円
- 7 支払方法 着工時

年 月 日

甲(注文者) 住所

氏名



乙(請負者) 住所 札幌市西区八軒5条東3丁目7-12

氏名 シノザキ建築事務所株式会社

代表取締役 篠崎 廣和



第1条（総則）

甲に対し、乙は、工事請負契約書の表記2に記載の建物の改修工事を請け負い、これを完了することを約束し、甲は、これに対し請負代金を支払うことを約束する。

第2条（権利義務の承継）

当事者は、相手方の書面による承諾を受けなければ、この契約から生じる自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせることはできない。

第3条（工事の変更）

当事者間に工事の内容を変更せざるを得ない事情のあるときは、その変更の内容、工期並びに請負代金について、甲乙協議の上、書面によってこれを定めるものとする。ただし、着工後において請負代金の一割に相当する金額を超える工事内容の減少は、これを認めないものとする。

第4条（工期の変更）

乙は、工事に支障を及ぼす天災、天候の不良、建築確認等の法令に基づく許認可の遅延その他乙の責に帰することのできない事由によって工期内に工事を完成することができないときは、甲に遅滞なくその理由を付して工期の延長を求めることができるものとする。

第5条（一般の損害）

- 1 工事の完了までに建物、工事材料その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とする。
- 2 前項の損害のうち、次の各号の一つに該当するものは、前項の規定にかかわらず甲の負担とし、乙は、必要に応じて工期の延長を求めることができる。
 - ① 甲の都合によって着工期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰り延べ若しくは中止させたとき
 - ② 前払金又は部分払金が遅れたため、乙が着工せず又は中止をしたとき
 - ③ その他甲の責に帰すべき事由によるとき

第6条（第三者の損害）

施工のために第三者に損害を生じたときは、乙がその賠償の責を負う。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲がその賠償の責を負う。

第7条（第三者との紛議）

工事に関し、第三者との間に紛議が生じたときは、甲乙協力して次の各号に従いその解決にあたる。

- ① 振動、騒音等施工を原因として生じた紛議は、乙がその解決にあたり、甲乙協議の上、必要な措置をとる。
- ② 日照妨害、眺望侵害等敷地の土地利用形態を原因として生じた紛議は、甲がその解決にあたり、乙は、甲と協議の上、必要と認めるときは、第6条2項による措置をとる。

第8条（不可抗力による損害）

天災その他甲乙いずれの責にも帰することのできない不可抗力によって工事の既成部分、工事材料に損害を生じたときは、乙は、事実発生後速やかにその状況を甲に通知する。

第9条（検査、引渡並びに請負代金の支払）

- ① 乙が工事を完成したときは、乙は、その引渡に先立って、甲の検査を求め、甲は速やかにこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。
- ② 検査の結果、工事に瑕疵があったときは、乙は速やかにこれを修補する。ただし、瑕疵が軽微である場合は、乙は引渡後においてこれを修補することができる。
- ③ 本条の検査を終了したときは、甲は、乙に請負代金の支払を完了し、乙は甲に建物を引渡す。

第10条（違約金）

- ① 乙が正当な理由がなく工期内（工期延長の場合は延長後の工期内）に工事を完成させず遅滞したときは、甲は乙に請負代金に対して、14.6%の割合による違約金を請求することができる。この違約金は残工事が軽微なときは、その部分に相当する額に対して年14.6%の割合による金額とする。軽微か否かは、本契約の目的物に入居して生活できるか否かにより判断するものとする。
- ② 甲が請負金額代金の支払を遅滞したときは、乙は甲に、遅滞金額に対して年14.6%の割合の違約金を請求することができる。
- ③ 甲が前項の遅滞にあたる時は、乙は、本契約の目的物の引渡を拒むことができる。この場合、乙が自己のものと同じの注意を持って管理したにもかかわらず本契約の目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

第11条（契約書作成費用）

この契約書の作成に要する費用（貼用印紙代を含む）は、甲乙折半して負担する。

第12条（紛争の解決）

この契約について紛争が生じたときは、当事者双方又は一方から相手方の承認する第三者を選んでこれに紛争の解決を依頼するか又は建築業法等の定める解決方法による。

第13条（附則）

この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。